

# 山県市立梅原小学校 土砂災害に関する避難確保計画

作成：平成30年2月20日

改訂：令和元年4月10日

## 1 目的

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、山県市立梅原小学校近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、山県市立梅原小学校に勤務する職員（以下「職員」という）および児童に適用する。

## 2 防災体制に関する事項

### (1) 各班の任務と組織

#### ① 各班の任務

##### ○指揮・情報収集班

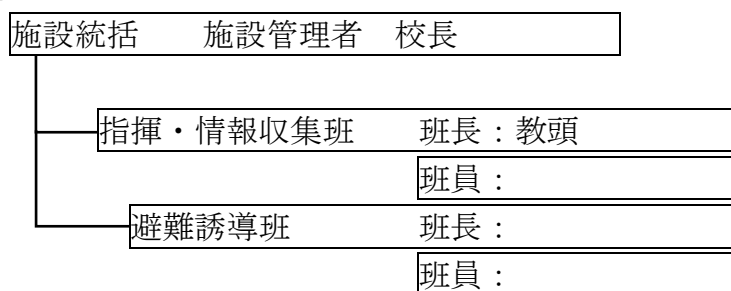
施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。

##### ○避難誘導班

避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

#### ② 組織図



#### ③ 参集基準

- ・授業日において、校内で勤務中の職員は、校長の指示により参集する。

#### ④ 連絡網

- ・連絡が必要な場合には安心ネットを配信する。

## ⑤ 関係機関緊急連絡先

表1 関係機関緊急時連絡先

機関名	電話番号	F A X 番号	メールアドレス
山県市教育委員会 学校教育課	22-6844	22-6851	k-gako@city.gifu-yamagata.lg.jp
山県市役所 総務課	22-6820	27-2075	somu@city.gifu-yamagata.lg.jp
山県消防署	22-0119	22-4315	
山県警察署	22-0110		
岐北厚生病院	22-1811	22-3512	
中部電力 岐阜営業所	0120-985-910		
J A ぎふ北部燃料センター	22-2133		
山県市役所 水道課	22-6835	22-2166	suido@city.gifu-yamagata.lg.jp

### (2) 事前対策

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、自宅待機や休業とする。児童が登校している場合には、授業打ち切り等の措置をとるとともに、各職員の役割分担を再確認する。

### (3) 情報収集及び伝達

指揮・情報収集班は、気象情報、気象警報、避難勧告等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、校長及び職員、児童へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所・消防署等へ通報する。

表2 主な情報及び収集方法

収集する情報	収集方法	施設職員共有方法
気象情報	テレビ・ラジオ・インターネット（気象庁HP等）	メール等
土砂災害警戒情報	テレビ・ラジオ・インターネット	メール等
避難勧告等 ・避難準備・高齢者等避難開始 ・避難勧告・避難指示等	防災行政無線・テレビ ラジオ・インターネット	メール等

表3 情報伝達の内容・連絡先等

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
前兆現象	情報収集班	電話・FAX	市教委、市総務課（防災担当）
被害情報	情報収集班	電話・FAX	市教委、市総務課（防災担当）
避難準備等について	避難誘導班	校内放送・口頭	児童、職員
		電話・FAX	市教委、市総務課（防災担当）
避難開始等について	避難誘導班	校内放送・口頭	児童、職員
		電話・FAX	市教委、市総務課（防災担当）

### 3 避難誘導に関する事項

#### (1) 避難誘導等

梅原スポーツランド（指定緊急避難所）へ避難誘導する。  
立ち退き避難が危険な場合は、体育館2階へ避難誘導する。

#### (2) 避難基準

##### ① 市役所等からの情報に基づく判断

次の避難勧告等の発令があり、児童が校内にいる場合に、避難を開始する。

- ・ 避難開始基準：避難準備・高齢者等避難開始の発令

##### ② 自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、校内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

<土砂災害の前兆現象>

- ・ がけの表面に水が流れ出す。
- ・ がけから水が噴き出す。
- ・ 小石がパラパラと落ちる。
- ・ がけからの水が濁りだす。
- ・ がけの樹木が傾く。
- ・ 樹木の根の切れる音がする。
- ・ 樹木の倒れる音がする。
- ・ がけに割れ目が見える。
- ・ 斜面がふくらみだす。
- ・ 地鳴りがする。

#### (3) 避難方法

##### ① 梅原スポーツランド（指定緊急避難場所）へ避難の場合

- ・ 梅原スポーツランド（指定緊急避難場所）までの移動は、徒歩によるものとする。
- ・ 施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

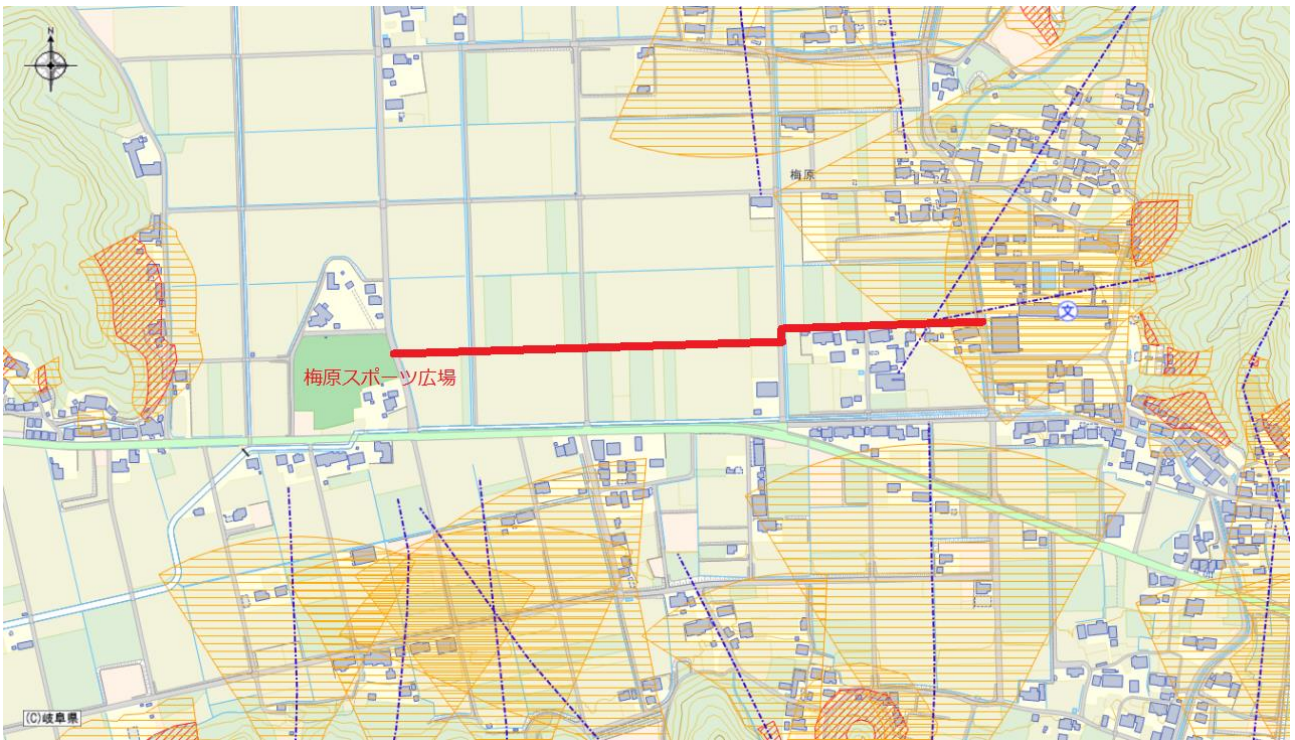
##### ② 校内避難の場合

- ・ 校内の体育館2階への避難は、避難経路に基づき移動する。
- ・ 校内の各教室より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

#### (4) 避難経路

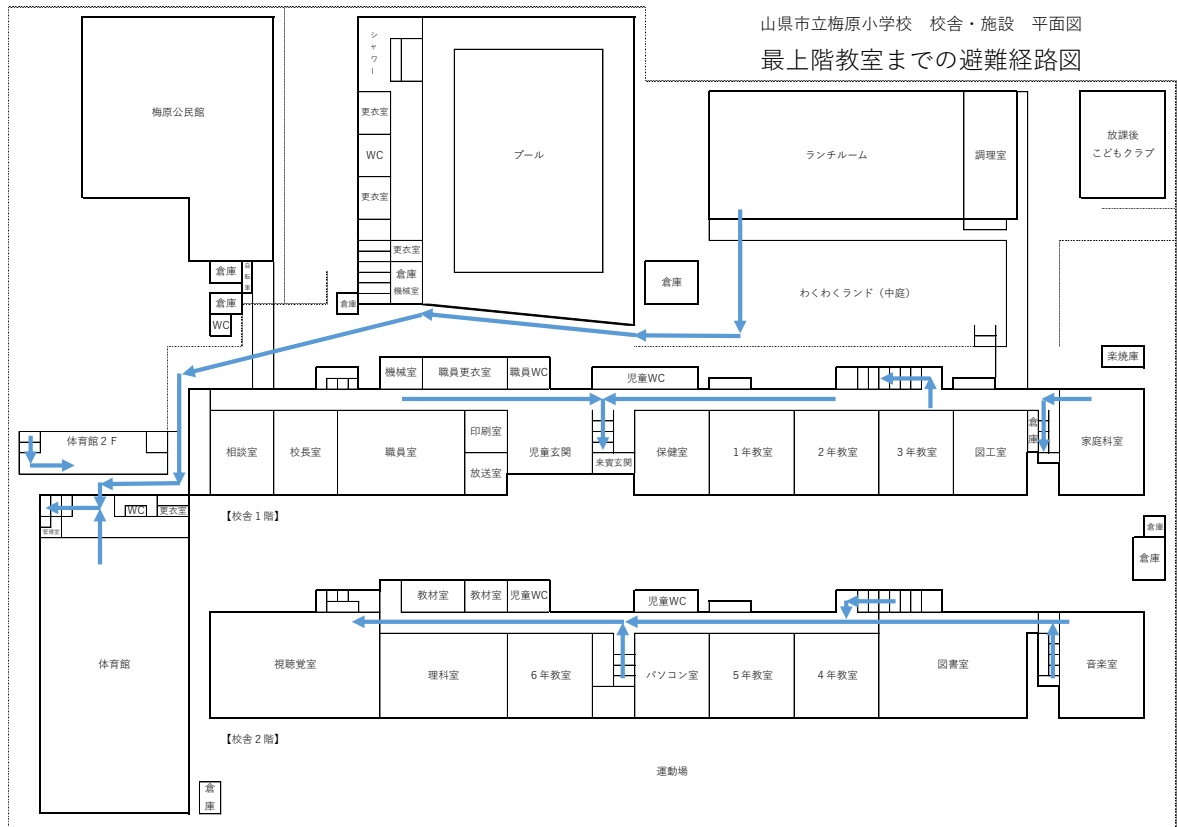
##### ① 指定避難所へ避難の場合

- ・経路は下図のとおり



##### ② 校内避難の場合

- ・経路は下図のとおり



## (5) 施設周辺や避難経路の点検

### ① 施設周辺の点検

- ・梅原スポーツランド（指定緊急避難場所）に移動する際、施設敷内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。
- ・校内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

### ② 避難経路の点検

- ・梅原スポーツランド（指定緊急避難場所）までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、職員に情報を共有する。

## (6) 避難の実施

- ・避難にあたっては、避難開始を校内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、児童、職員に周知する。

## 4 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材として、表4に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表4 避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、パソコン、ファックス、
避難誘導	生徒名簿、交通安全旗、携帯用拡声器、担架、救急箱、AED

## 5 防災に関わる現職研修及び訓練の実施に関する事項

### (1) 防災に関わる現職研修（8月実施 対象：全職員）

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。その主な内容は以下のとおり。

- ①土砂災害の前兆現象について
- ②情報収集及び伝達体制
- ③避難判断・誘導
- ④本避難確保計画の周知
- ⑤命を守る訓練の計画・実施

### (2) 命を守る訓練（9月実施 対象：全児童・職員）

児童が土砂災害の危険性と避難方法を理解する訓練を行う。